

議案第 5 9 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように  
制定する。

条例案……別記

令和 4 年 1 0 月 3 日 提出

交野市長 山 本 景

提案理由 地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げ、関係諸制度を導入する  
等したいため。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「任用された」を「任用される」に改め、「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 交野市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第6条中「及び給料月額」を「、給料月額及び昇給期間」に改める。

第10条中「又は有限会社」を削る。

第16条中「及び給料月額」を「、給料月額及び昇給期間」に改める。

(交野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 交野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6ヶ月以下」を「6月以下の期間、その発令の日に受ける」に、「地域手当の額」を「これに対する地域手当の合計額」に改め、「報酬の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第4条第1項中「6ヶ月」を「6月」に改め、同条第2項中「停職は」を「停職者は、」に改め、同条第3項中「いかなる」を「、いかなる」に改める。

第5条の見出し中「施行」を「この条例の実施」に改める。

(交野市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 交野市職員の勤務時間等に関する条例（昭和30年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に、「関し、必要事項」を「関し必要な事項」に改める。

第2条第3項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「ものとする（」を「ものとする。ただし、」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「ものとする。）」を「ものとする」に改める。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条の2第1項中「同条例」を「交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。

(交野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 交野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 交野市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第14条を第16条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り下げる。

第10条第1項中「第15条第1項」の次に「、交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号。以下この条において「会計年度任用職員給与等条例」という。）第17条又は会計年度任用職員給与等条例第27条」を、「第18条」の次に「（会計年度任用職員給与等条例第16条において準用する場合を含む。）又は会計年度任用職員給与等条例第26条第1号若しくは第2号」を、「給与額」の次に「又は報酬額」を加え、同条第2項中「給与額」の次に「又は報酬額」を加え、同条を第12条とする。

第9条第2項中「非常勤職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第11条とする。

第8条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「したときは、その者に係る」を「した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その」に改め、「昇

給の場合に準じ」を削り、「同日後」を「その日後における」に、「おいて、」を「、昇給の場合に準じて」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条を第8条とし、第5条の2を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(交野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 交野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「正規の勤務時間内の」を「交野市職員の勤務時間等に関する条例（昭和30年条例第12号。以下「勤務時間等条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による」に改める。

第3条第1項に次の2号を加える。

(2) 特定任期付職員給料表（別表第2）

(3) 任期付教育職員給料表（別表第3）

第3条第2項中「給料表（以下）」を「給料表（以下単に）」に改め、「交野市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成25年条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）、同条例第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）のうち小学校の講師（以下「任期付教育職員」という。）及び」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「職員」の次に「（一般給料表の適用を受ける職員に限る。次項において同じ。）」を加え、「給料表」を「一般給料表」に、「別表第2」を「別表第4」に改め、同条第4項中「給料表の適用を受けるすべての」を削り、「各給料表」を「一般給料表」に改める。

第3条の2及び第3条の3を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第3条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、一般給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項及び第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

### 第3条の3 削除

第3条の4第1項を削り、同条第2項中「任命権者は、特定任期付職員の号給を」を「交野市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成25年条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の号給は、特定任期付職員給料表に掲げる号給のうち」に、「決定する」を「任命権者が決定する号給とする」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項の給料表」を「特定任期付職員給料表」に、「前2項」を「前項」に、「同表」を「特定任期付職員給料表」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条の5第1項中「任期付常勤職員（任期付教育職員）を「交野市一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）（任期付常勤職員のうち小学校の講師（以下「任期付教育職員」という。））」に、「給料表」を「一般給料表」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「任命権者は、任期付教育職員の号給を」を「任期付教育職員の号給は、任期付教育職員給料表に掲げる号給のうち、」に、「決定する」を「任命権者が決定する号給とする」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条の2第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第14条の4第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「、原動機付自転車、その他市長が特に承認する交通の用具」を「その他の交通の用具で規則で定めるもの」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「市長が」を「規則で」に、「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「以下「運賃等相当額」という。）」を「以下この号において「運賃等相当額」という。）」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「その通勤距離」を「自転車等の片道の使用距離」に、「で自転車等を使用することを常例とする」を「である」に改め、同項第3号中「市長の」を「規則で」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第

5 項中「その他市長が」を「その他の規則で」に、「市長が定める額」を「規則で定める額」に改め、同条第 6 項中「市長が」を「規則で」に改め、同条第 7 項中「第 1 項及び第 2 項」を「前各項」に、「、必要な事項は市長が」を「必要な事項は、規則で」に改める。

第 16 条第 1 項中「以外に勤務する」を「を超えて勤務する」に、「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に、「勤務 1 時間につき」を「、勤務 1 時間につき、」に、「以外に勤務した」を「を超えてした」に、「場合は」を「場合には」に改め、同項第 1 号中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「以外にした」を「を超えてした」に、「勤務した日」を「勤務をした日」に、「規則で定める時間数」を「7 時間 45 分」に、「以外に勤務した」を「を超えてした」に改め、同条第 4 項中「以外に勤務する」を「を超えて勤務する」に、「以外にした」を「を超えてした」に改め、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第 5 項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第 6 項中「規則で定める時間数」を「7 時間 45 分」に改める。

第 18 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「常勤の再任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して」を削る。

第 20 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 21 条第 1 項中「この条」を「この項」に、「その者」を「当該職員」に改め、「死亡した職員」の次に「（規則で定める職員を除く。）」を加え、同条第 2 項中「市長」を「任命権者」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「次条において同じ。）から」を「次条第 5 項第 3 号において同じ。）から」に、「同項」を「第 21 条第 1 項」に、「次条において同じ。）」を「次条第 1 項において同じ。）」に改める。

第 23 条の 5 中「若しくは」を「又は」に改める。

第 25 条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

第 26 条の 2 の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 13 条」を「第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 13 条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第 10 項の見出し中「給料表の適用を受ける職員」を削り、同項中「別表第 5」を「別表第

3」に、「第3条の5第2項に規定する任期付教育職員給料表の適用を受ける職員」を「任期付教育職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

(60歳に達した職員等の給料月額等に関する特例)

1 1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項及び第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条、第9条並びに第10条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

1 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 交野市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第12号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 交野市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

1 3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3

条第3項及び第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項及び第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表中「任期付教育職員給料表の適用を受ける職員の給料月額」を「任期付教育職員の給料月額」に改める。

別表第1中「第3条の2」の次に「、第3条の5」を加え、同表職員の区分の項中「号級」を「号給」に、同表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187, 700	215, 200	245, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100

別表第1備考中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「第3条の4」を「第3条、第3条の4」に改め、同表を別表第2とし、同表に備考



として次のように加える。

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別表第4を削る。

別表第5中「第3条の5」を「第3条、第3条の5」に改め、同表を別表第3とし、同表に備考として次のように加える。

備考 この表は、任期付教育職員に適用する。

別表に次の1表を加える。

別表第4（第3条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	2級以上に格付されない者の職務
2級	主任の職務
3級	係長の職務
4級	課長代理の職務
5級	課長の職務
6級	次長の職務
7級	理事及び部長の職務

第7条 交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
	215,	255,	274,	289,	315,	356,	389,
	200	200	600	700	100	800	900

（企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部改正）

第8条 企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(交野市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 交野市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第16号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第1条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(交野市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の交野市職員の勤務時間等に関する条例の規定を適用する。

(交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるも

のとした場合に適用される交野市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に掲げる一般給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項及び第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される交野市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に掲げる一般給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項及び第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、交野市職員の勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の交野市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第14条の4第3項、第16条第3項及び第18条の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。

5 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 交野市一般職の職員の給与に関する条例第4条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条及び第14条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 新給与条例附則第11項から第17項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

